

地方行政サービス改革の取組状況等(平成27年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名
36	徳島県

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】 全国委託率
本庁舎の清掃			100.0%
本庁舎の夜間警備			100.0%
案内・受付			97.2%
電話交換			89.2%
公用車運転			91.5%
学校給食(調理)			100.0%
学校給食(運搬)			100.0%
学校用務員事務	○	専任職員の退職補充については臨時・非常勤職員で行うなど、学校現場に支障が出ないよう対応している。委託等も含め、今後の方針については検討中。	34.1%
水道メーター検針			100.0%
道路維持補修・清掃等			100.0%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%
ホームページ作成・運営			100.0%
調査・集計			100.0%

※平成27年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体
委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

(2)指定管理者制度等

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	導入に対する考え方【未導入施設がある団体のみ回答】	【参考】 全国導入率
体育館	0	0			93.7%
競技場 (野球場、テニスコート等)	4	3	75.0%	指定管理者制度の未導入施設は、都市公園法第5条により地元市が管理している。	89.5%
プール	0	0			92.6%
海水浴場	0	0			60.0%
宿泊休養施設 (ホテル、国民宿舎等)	0	0			100.0%
休養施設 (公衆浴場、海・山の家等)	0	0			96.7%
キャンプ場等	3	3	100.0%		98.5%
産業情報提供施設	0	0			53.1%
展示場施設、見本市施設	1	1	100.0%		97.7%
開放型研究施設等	0	0			25.4%
大規模公園	6	6	100.0%		87.9%
公営住宅	47	5	10.6%	公営住宅法に基づく管理代行制度により、地域の実情に応じたきめ細かな入居者の募集・決定などを一体的に行い、入居者へのサービス向上を図っている。	67.1%
駐車場	5	5	100.0%		75.6%
大規模霊園、斎場等	0	0			100.0%
図書館	1	0	0.0%	引き続き直営で運営することにより域内の図書館行政をはじめとした社会教育・文化行政の推進を図るとともに、教育委員会、教育現場(学校等)と一体となって教育・学習活動を支援していく。	9.5%
博物館 (美術館、科学館、歴史館、動物園等)	7	2	28.6%	直営施設については、引き続き直営で運営することにより専門的な調査研究や教育機関(学校等)、他の美術館や博物館との連携、市町村等との連絡調整や技術的支援を行う。	49.1%
文化会館	2	2	100.0%		93.1%
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	5	4	80.0%	直営施設は、大規模災害時の防災拠点施設となることから、引き続き直営で管理運営を行う。	64.9%
特別養護老人ホーム	0	0			66.7%
介護支援センター	0	0			100.0%
福祉・保健センター	2	2	100.0%		65.9%
児童クラブ、学童館等	0	0			85.7%

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

(3)総務事務センター

設置状況	委託状況	対象部局				対象業務				【参考】 全国	
設置済み	委託有	首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計	設置率	委託率
○		○	○	○	○	○	○			95.7%	72.3%

「設置予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未設置の理由」を、「設置予定あり」の団体は「設置予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

(4)クラウド化

実施済み	実施予定	検討中	未実施	【参考】 実施率(全国)
○	○			実施率(全国) 自治体クラウド 0.0% 単独クラウド 12.8%

実施済み	実施予定	検討中	未実施	【参考】 実施率(全国)
	○			実施率(全国) 自治体クラウド 0.0% 単独クラウド 12.8%

【参考】
実施率(全国)
自治体クラウド 0.0%
単独クラウド 12.8%

(5)公共施設等総合管理計画

策定済み	策定予定	策定予定時期	【参考】 策定割合(全国)
○			23.4%

【参考】
策定割合(全国)
23.4%

(6)地方公会計の整備

作成済み	作成予定	作成完了予定年度	【参考】 作成割合(全国)
	○	平成29年度	0.0%

【参考】
作成割合(全国)
0.0%

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。